

件名	愛媛県核燃料税条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法

【制定の概要】

原子力発電所の立地に伴う財政需要に充てるための財源として、法定外普通税である核燃料税を設けるために制定

	価額割	出力割
課税客体	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉を設置して行う発電事業（課税期間）四半期ごと
納税義務者	発電用原子炉の設置者（四国電力株式会社のみ）	
課税標準	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力
税率	100分の8.5	1000キロワットにつき40,000円
徴収方法	申告納付	
納期限	核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の月末	課税期間の末日の翌日から起算して2月を経過する日
有効期間	施行日から5年間	

施行日	地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（平成26年1月16日を予定）
-----	---

【その他参考事項】

1 核燃料税のこれまでの課税の状況

	有効期間	税率	税収入（見込み）額
1	5年間（S54.1.16～S59.1.15）	5%（価額割のみ）	2,245百万円
2	5年間（S59.1.16～H元.1.15）	7%（価額割のみ）	4,138百万円
3	5年間（H元.1.16～H6.1.15）	7%（価額割のみ）	3,469百万円
4	5年間（H6.1.16～H11.1.15）	7%（価額割のみ）	5,434百万円
5	5年間（H11.1.16～H16.1.15）	7%（価額割のみ）	3,980百万円
6	5年間（H16.1.16～H21.1.15）	10%（価額割のみ）	4,033百万円
7	5年間（H21.1.16～H26.1.15）	13%（価額割のみ）	3,195百万円
8	5年間（H26.1.16～H31.1.15）	8.5%（価額割） 8.5%相当（出力割）	9,540百万円

2 条例制定までのスケジュール

条例の可決（10月中旬）

→総務大臣協議（10月下旬）

→総務大臣の同意後、施行日を定める規則及び条例施行規則の制定（～12月）

→施行（26.1.16予定）